

令和6年度 玉野市成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和7年2月13日(木) 14:00~15:45

玉野市役所水道庁舎 大会議室

1 開 会

- ・会長挨拶
- ・委員の紹介 出席7名 欠席4名

2 報 告

① 玉野市成年後見支援センターの活動報告

【委員意見】

(会長) 今年度は相談や受任者調整会議件数がやや減っているように感じるが、事務局としてはどのようにとらえているのか。

(事務局) 相談件数は例年とおりに思われるが、近年は親族による申立の相談件数が増えており、親族申立の支援が多いことから、受任者調整会議件数は減少傾向にあると考えている。

(会長) 差し支えなければ、次年度以降、親族申立件数なども活動報告の中に入れるとよいのではないかと。

② 玉野市市民後見人について

【委員意見】

(委員) 他の市町村では、社会福祉協議会の後見法人支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員が市民後見人として活動するところが多いが、玉野市はどうか。また、登録した市民後見人候補者に対し、どのようなフォローアップや活動があったのか、これまでの背景についてうかがいたい。

(事務局) 基礎研修受講補助は令和3年度から始まったが、令和2年度に1名の方が基礎研修を受講しており、令和4年度の応用研修も受講している。その方は、現在も日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している。市民後見人候補者のモチベーションを保つために、令和3年度は基礎研修、令和4年度は応用研修、令和5年度は実務研修を行い、1年に数回会う機会をつくり、モチベーションを維持できるよう工夫している。また、今年度からフォローアップ研修を2回行い、事例検討やグループワークで専門職や市民後見人等と情報共有や支援のあり方など共に学んでいる。

(会長) フォローアップ研修なども「玉野市で市民後見人になるまでの流れ」に載せ

てみてはどうか。

(会長) 基礎研修や応用研修を受講した方全てに実務研修を受講していただいているのか。来年度はどうするのか。

(事務局) 今年度、応用研修を受講した方4名が実務研修を受ける予定となっている。

(委員) 実務研修の内容についてうかがいたい。

(事務局) 5日間受講期間を設け、3日間は社会福祉協議会へ委託し、成年後見の実務について学んでいる。残りの2日間は専門職の後見業務へ同行訪問と、障害者施設に訪問し、障害者の法人後見業務内容や、実際に生活現場を見て障害者の特長などを学んでいる。

(委員) 受任者調整会議で市民後見人の妥当性について要件を設け決定しているのは非常に良いと思われる。市民後見人の活動が多い市は玉野市が初めてで非常に期待している。

(事務局) 受任者調整会議委員と協議する際に、市民後見人と複数後見で受任してくれる委員が多く助かっている。

(委員) 市民後見人候補者名簿登録面接について、登録システムについてうかがいたい。また、市民後見人の活動が始まり、訴訟などのトラブルが生じた場合のリスク管理についてうかがいたい。

(事務局) 登録にあたる面接は、専門職と市の関係者が行い、5項目ほどの判断基準を設け、チェック形式で平均以上あった方を名簿登録をしている。養成に関しての要綱はあるが、登録については内規資料となっている。

(会長) 他市の例では、市の方が全面的に面接の当事者になると、不合格となった場合の苦情が市に行ってしまうので、いずれは方針を詰めておく必要があると思われる。

(会長) 保険についてうかがいたい。

(事務局) 市民後見人が個人で加入する保険がないので、個人の保険で対応していただくよう声かけしている。

(会長) 他の市町村でも社会福祉協議会の保険の中でケアするところが多い。どこまで社会福祉協議会が対応しなければならないか課題がある。

(事務局) 玉野市では、次年度、認知症の方が1人歩きした場合に危害を加えた場合の損害賠償保険について市と契約し登録しておくことで賠償を補償する動きがある。市民後見人にもこの制度が利用出来るか調査していきたい。

(会長) 市民後見人の役割と保険について、今後も検討が必要。

(事務局) 他の市町村の要綱の中で、財産調査など細かい内容が記載されているものがあれば教えていただきたい。

(委員) 市民後見人は候補者事情説明書を家庭裁判所に提出するため、そこでしっかり審理し、裁判所の判断で後見人を選任してもらおう。また保険については、市と契約し損害賠償保険等が利用出来ればよいが難しい場合は、市民後見人は単独で案件を持つことは控え、専門職や法人との複数後見を行うことが望ましい。

(会長) 県に他市の要綱を開示してみるのもよい。

3 審 議

① 成年後見制度の普及・啓発に関して

【委員意見】

(委員) 最近では、親族が証券関係等の整理をするため証券会社に行くと、本人に判断能力が無いとのことで成年後見制度に繋がるケースが多い。実際は、補助の段階から支援できると本人の生活レベルをキープすることが出来ると考えている。報酬助成制度についても、普及・啓発していくことが必要である。

(会長) 「補助」「保佐」の相談者の手続きが伸びていないという理解でよいか。障害者の申立についての課題として踏まえてよいか。日常生活自立支援事業について課題はあるのか。

(委員) 玉野市では障害区分の中でも精神障害者が多く、障害者等から相談があり、契約が必要する意向があった場合は、速やかに社協と契約しサービスに繋げている。また、日常生活自立支援事業が限界な場合は、本人に説明を踏まえ成年後見制度に繋げている。社協では法人後見も行っておりスムーズに繋がっている。課題としては、本人と支援者の日常生活自立支援事業の必要性に差があり、本人の意思決定の観点から相談課程において止まるケースがある。

(委員) 「保佐」「補助」には代理権（「補助」の場合は同意権も含まれる）を付与しなければ、何の意味もなさないと考える。しかし、「保佐人」「補助人」が付くことで、本人の生活のクオリティが上がることは確かである。代理権や同意権のいずれかを付与し、密にコミュニケーションを図り、そのうち本人の意向を確認し代理権等の申立を行う方法もある。

(委員) 1点目は、認知症高齢者や障害者が玉野市において何件あるのか。全国値との比が分かればしりたい。2点目は、どういった広報・啓発活動を行っているのか。3点目はネットワークをつくるような取組はあるのか、あればメンバーについてもしりたい。

(事務局) 玉野市はR2～R6年の間の後見増減数で一番伸び数が少なかった。それを踏まえて、周知・啓発が足りないのではないかと考えている。

広報については、資料1に記載している。パンフレットを事業所等に配付し、困り事はないか確認している。また出前講座を行い希望があれば地域に出向いたり、民生委員会においても各地区に出向いて広報を行っている。専門職の相談会について、玉野ネットワーク懇談会が「何でも相談会」を年に3回行っており、そこで成年後見相談ブースを設置している。玉野市では地域連携会議を年に2～3回行っており、玉野市内で実務を行っている方に参加いただいている。

(委員) 今年度、成年後見制度の出前講座を希望し開催してもらったが、パンフレットを読むだけでは制度内容が難し過ぎた。今後は相談から利用までの経過が分かる事例等を紹介してもらいたい。

(会長) 今やっている内容をもう少し事例などを加えるなど改良しながら粘り強く普及啓発してほしい。

② 市民後見人の研修・育成・活用について

【委員意見】

(委員) いきなり単独受任するのは難しいので、2～3年して監督人をつけて何も問題が無ければ専門職が抜けていく方法もある。

(事務局) 複数後見から、いずれ単独受任が行えると判断できる基準があれば知りたい。

(会長) 家庭裁判所や専門職が判断することではないか。単独受任できる基準は今の段階では難しい。2～3年、市民後見人として件数を増やしていくと、そのうち単独受任できる人が出てくるのではないか。

(委員) 社協との法人後見を行っており、社協と市のやりとりが可能な場合、そこをリサーチすると、次の手立てが見えてくるのではないか。

(会長) 市民後見人のフォローアップについて、相談窓口を設置することが望ましい。困り事があった場合、市や社協などがアドバイザーとして対応し、そこで対応困難な場合は専門職に助言し指導してもらってはどうか。

(委員) 市民後見人から相談があった場合、アドバイザーが専門職に繋げる仕組みは必要と思われる。

(会長) 現在は市民後見人と法人や専門職との複数後見を行っていくことが最も重要である。今後も継続的に行っていく欲しい。

4 閉 会